平成２９年（フ）第１４号
三重県北牟婁郡紀北町海野53番地３
債務者　**脇**　　佳子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　津地方裁判所熊野支部
平成２９年（フ）第９６号
兵庫県明石市大久保町大窪517番地
債務者　田中　博章
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２９年（フ）第１１２号
兵庫県明石市大久保町大窪2173番地　市住８棟175号
債務者　西島　達徳
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２９年（フ）第１２６号
兵庫県明石市二見町西二見18番地の12　サーパス明石土山第２－101号
債務者　後藤　純子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２９年（フ）第１２９号
神戸市西区玉津町今津635番地の５
債務者　柳生　佳代
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２９年（フ）第４７号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目251番地　ＲＣＫ５－303号、旧住所広島県福山市瀬戸町大字地頭分55番地８
債務者　村上　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　鳥取地方裁判所民事部
平成２９年（フ）第５０号
鳥取県岩美郡岩美町大字田後85番地、旧住所鳥取県鳥取市古海633番地42
債務者　池田　裕太
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　鳥取地方裁判所民事部
平成２９年（フ）第６０号
佐賀県唐津市相賀3218番地18
債務者　北島　京子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　佐賀地方裁判所唐津支部
平成２９年（フ）第１８７号
宮崎市恒久６丁目３番地27　恒久マンションアイリ202号
債務者　長友　浩之
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　宮崎地方裁判所破産係
平成２９年（フ）第５４号
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名2306番地２
債務者　上原　智美
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２９年（フ）第５７号
鹿児島県出水市野田町下名5332番地２　ミリオネアハイツ聡205号
債務者　濵邊　勇生
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２９年（フ）第５８号
鹿児島県出水市五万石町772番地
債務者　島中　順子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２９年（フ）第３９号
青森県五所川原市大字漆川字浅井23番地18　シティコーポフレンド105号室
債務者　北沢　幸子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係
平成２９年（フ）第３０６号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺６丁目12番37号
債務者　下田　友子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２９年（フ）第３０７号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺６丁目12番37号
債務者　下田　和美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２９年（フ）第４０７号
千葉県野田市山崎2703番地（県営住宅野田山崎団地４棟302号）
債務者　松田　　実
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２９年（フ）第４１２号
千葉県松戸市西馬橋２丁目17番地の２
債務者　橋本悠一郎
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２９年（フ）第４１６号
千葉県我孫子市新木1807番地（４－202号）県営住宅
債務者　池﨑　佳子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部